

確認テスト

所属\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

実地指導・監査

1. 都道府県・市町村が実施する指導には2つの種類があります。正しい内容を選択して下さい。

- A 監査と集団指導      B 初期指導と最終指導  
C 一般指導と特別指      D 集団指導と一般指導

2. 次のAからCに入る用語は？

実地指導では、( A ) 指導(人員基準・設備基準・運営基準遵守の確認)と  
( B ) 指導が行われます。著しい運営基準等違反が確認された場合、または悪質な対応(虚偽の報告等)が認められた場合等に( C )に切り替わります。

A \_\_\_\_\_      B \_\_\_\_\_      C \_\_\_\_\_

3. 指導と監査の違いについて説明して下さい。

4. 2016年度(平成28年度)指導・監査による行政処分の件数は？

- A 約70件      B 約160件      C 約240件      D 約300件

5. サービス種別にみると、どのサービスが最も多く指定取消・効力の停止処分を受けているか？

- A 訪問介護      B 介護老人福祉施設      C 居宅介護支援      D 通所介護

6. 運営・人員・設備基準や加算算定要件等を正しく確認できる情報源で、適切でないものは？

- A 介護報酬解釈      B 自己点検シート      C 集団指導の資料      D 他事業所の話

1. 正解は、D 集団指導と一般指導

実地指導は、「集団指導」と「一般指導」に大別されます。

前者は、行政が指定する場所（県庁や市役所等）において、制度改正の変更点等の説明や指導があります。後者は、実際に行政担当者が介護事業所に赴いて、介護保険法や基準省令上求められる内容について確認していきます。

実地指導は、指定の有効期間中に少なくとも1回以上実施することになっています。但し過去の実地指導等の状況においては、定期的に指導が行われることもあります。日頃から、介護保険法上求められる基準等満たしているのか確認し、運営することが大切です。

2. 正解

A 運営指導      B 報酬請求指導      C 監査

3. 実地指導は「不適正な請求の防止」や「より良いケアの実現」を目的とし計画的に実施されます。一方で、監査は何らかの問題がある場合に実施され、改善報告や改善勧告、改善命令、指定の効力停止、指定取消等の行政指導・行政処分が行われます。このような状況にならないよう、コンプライアンス遵守の体制作りが求められます。

4. 2016年度（平成28年度）の指定取消・停止処分のあった介護保険施設・事業所等は244件であり、介護保険制度がスタートした2000年度（平成12年度）以降、合計で2,188事業所となります。介護保険制度改正や介護報酬改定等に十分対応できない事業所もあり、行政処分を受ける事業所が増加傾向にあります。

5. 正解は、A 訪問介護

最も多いサービスは、「訪問介護（ホームヘルプ）」であり、次いで「居宅介護支援（ケアマネ）」、「通所介護（デイサービス）」、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」、「地域密着型通所介護（定員18名以下のデイサービス）」となります。

訪問介護は、全体の約34%を占めています。上位3サービスは、事業所数が多いことや中小規模の事業所も多い傾向にあり、運営基準等の確認が定期的に行われていないケースも少なくありません。リスクマネジメントの一環として、事業所内または事業所外の支援も活用しながら、運営基準等チェックできる仕組みを整えることが大切です。

6. 正解は、D 他事業所の経験談

法的根拠や行政の解釈に基づく対応が原則となりますので、介護報酬解釈本や各自治体で作成している自己点検シート、集団指導の際に用いる資料等をもとに体制を整えていきます。他者の経験談や噂話を鵜呑みにせずに、曖昧な点等あれば下記書類を確認しましょう。